

憲法に緊急事態条項は必要か : 京・江戸・博多、そして巴里 : 18

南野, 森
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/7236798>

出版情報 : 福音宣教. 77 (7), pp.10-11, 2023-07-01. Oriens Institute for Religious
バージョン :
権利関係 :





2023年5月18日の衆議院憲法審査会。この日は、京都大学の石眞名教授、東京大学の長谷部恭男教授が参考人として招かれ、緊急事態条項についての参考人質疑が行われた。



18 憲法に緊急事態条項は必要か

衆議院の憲法審査会が改憲議論を加速させている。昨夏の参院選の結果、改憲に積極的な日本維新の会や国民民主党の議席を合わせると、衆議院だけでなく参議院でも改憲積極派が改憲発議に必要な3分の2の議席を占めたことが影響しているのかもしれない。憲法審査会の毎週開催など「サルのやることだ」と立憲民主党の参議院議員が揶揄し、批判を浴びたことも読者の記憶に新しいだろう。

衆議院の憲法審査会では、とくに「緊急事態条項」についての議論が進められており、今年3月には、維新・国民両党と「有志の会」（無所属議員5人の会派）が改憲条文案を共同で作成し、発表した。とはいえ、参議院ではほとんど議論が進んでいないし、衆議院でも野党第一党の立憲民主党はこの論点について慎重な立場なので、すぐに改憲発議へ進むとは思えない。それでも、改憲の焦点が絞られつつあるかのような状況はこれまでにないもので、注目に値する。

そもそも緊急事態条項とは何か。憲法上の緊急事態条項は、コロナ禍のもとで発出された「緊急事態宣言」やその根拠となる法律上の緊急事態条項とは似て異なるもので、条文の定め方や使い方を間違えると国の行く末を大きく誤ることもなる、取扱嚴重注意のものである。戦乱や災害などにより、平時の仕組みでは国民の安全や国の存立が守れないと政府が判断した場合、政府に権限を集中して危機を乗り切ろうとする。国家緊急権とも呼ばれ、諸外国の憲法にも定めがあるが、日本という首相が法律と同じ効力をもつ命令を制定し、表現の自由や財産権、あるいは職業選択や移動の自由などの人権を制限できるようになる。

独裁的な首相が現れば、緊急事態の認定を都合良く行つたうえで、人権制限を必要最小限にとどめず、そんな政権を批判するマスコミや知識人を弾圧するだろう。権力ではなく神に従おうとする宗教者も狙われよう。平時であれば人権擁護の最後の砦であるはずの裁判所も緊急事態では活動停止となるかもしれない。国家緊急権がひとたび濫用されると、立憲主義の回復は実に困難になる。

終戦後、日本国憲法を制定する時に、やはり緊急事態条項を置くべきではないかという議論が帝国議会でなされたが、憲法問題担当の金森徳次郎大臣は「言葉を非常と云ふことに藉りて」憲法体制が破壊されてしまう恐れがあるので新憲法には緊急事態条項を置かないのだ、と説明した。では、万一にも緊急事態が起きたらどうするのか。金森大臣は、国会が閉会中であれば臨時国会を開いて対処する、衆議院が解散中で国会を開けないなら参議院の緊急集会（現憲法54条2項）で対応する、と述べた。これが、現憲法の「選択」なのである。

参議院は3年ごとの半数改選だから、どんな時でも参議院議員の少なくとも半分は存在する。いざという時は、彼ら彼女らに国会のはたすべき役割を託し、暫定的な法律を作ってもらおうが、国会を無視して首相に権限を集中させるよりは濫用の危険が少ないだろう、という見立てである。

本連載の昨年7月号では、二院制の意義と参議院の大切さに触れた。参議院は改憲発議の「拒否権」をもつだけでなく、緊急時に国会の役割をも担う機関なのである。現憲法の二院制は、なかなかよく考えて設計されている。



みなみの・しげる●九州大学法学部教授。京都市生まれ。洛星中・高等学校、東京大学卒業後、同大学大学院、パリ第10大学大学院を経て、2002年九州大学助教授、14年教授。AKB48の内山奈月との共著で好評を博した『憲法主義』（PHP文庫）ほか著書多数。